



認 証 報 告 書

独立行政法人 情報処理推進機構
理事長 藤原 武平



評価対象

申請受付年月日(受付番号)	平成17年11月24日 (IT認証5073)
認証番号	C0039
認証申請者	富士ゼロックス株式会社
TOEの名称	ApeosPort 750 /650 /550 DocuCentre 750 /650 /550 シリーズ データセキュリティーキット
TOEのバージョン	Controller ROM Ver1.1.1
PP適合	なし
適合する保証要件	EAL2
TOE開発者	富士ゼロックス株式会社
評価機関の名称	社団法人 電子情報技術産業協会 ITセキュリティセンター

上記のTOEについての評価は、以下のとおりであることを認証したので報告します。

平成18年2月7日

独立行政法人 情報処理推進機構
セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室
技術管理者 田淵 治樹

評価基準等 : 「ITセキュリティ評価機関に対する要求事項」で定める下記の規格に基づいて評価された。

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 2.1
Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 1.0
CCIMB Interpretations-0407

評価結果 : 合格

「ApeosPort 750 /650 /550 DocuCentre 750 /650 /550 シリーズ データセキュリティーキット Controller ROM Ver1.1.1」は、独立行政法人 情報処理推進機構が定めるIT製品等のセキュリティ認証業務実施規程に従い、定められた規格に基づく評価を受け、所定の保証要件を満たした。

目次

1	全体要約	1
1.1	はじめに	1
1.2	評価製品	1
1.2.1	製品名称	1
1.2.2	製品概要	1
1.2.3	TOEの範囲と動作概要	2
1.2.4	TOEの機能	4
1.3	評価の実施	4
1.4	評価の認証	5
1.5	報告概要	5
1.5.1	PP適合	5
1.5.2	EAL	5
1.5.3	セキュリティ機能強度	5
1.5.4	セキュリティ機能	6
1.5.5	脅威	7
1.5.6	組織のセキュリティ方針	8
1.5.7	構成条件	8
1.5.8	操作環境の前提条件	8
1.5.9	製品添付ドキュメント	8
2	評価機関による評価実施及び結果	10
2.1	評価方法	10
2.2	評価実施概要	10
2.3	製品テスト	10
2.3.1	開発者テスト	10
2.3.2	評価者テスト	12
2.4	評価結果	13
3	認証実施	13
4	結論	14
4.1	認証結果	14
4.2	注意事項	19
5	用語	20
6	参照	23

1 全体要約

1.1 はじめに

この認証報告書は、「ApeosPort 750 /650 /550 DocuCentre 750 /650 /550 シリーズ データセキュリティーキット Controller ROM Ver1.1.1」(以下「本TOE」という。)について社団法人 電子情報技術産業協会 ITセキュリティセンター(以下「評価機関」という。)が行ったITセキュリティ評価に対し、その内容の認証結果を申請者である富士ゼロックス株式会社に報告するものである。

本認証報告書の読者は、本書と共に、対応するSTや本TOEに添付されるマニュアル(詳細は「1.5.9 製品添付ドキュメント」を参照のこと)を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及びそれらの要約仕様は、STにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は本TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本認証報告書は、本TOEに対して、適合の保証要件に基づく認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

1.2 評価製品

1.2.1 製品名称

本認証が対象とする製品は以下のとおりである。

名称: ApeosPort 750 /650 /550 DocuCentre 750 /650 /550 シリーズ
データセキュリティーキット

バージョン: Controller ROM Ver1.1.1

開発者: 富士ゼロックス株式会社

1.2.2 製品概要

本製品は、コピー機能、プリンター機能、スキャナー機能およびファクス機能を有する富士ゼロックス社製デジタル複合機「ApeosPort 750 」、 「ApeosPort 650 」、 「ApeosPort 550 」、 「DocuCentre 750 」、 「DocuCentre 650 」および「DocuCentre 550 」(以降、「ApeosPort/DocuCentre」という。)のオプション製品として提供されるファームウェアである。

本製品は、ApeosPort/DocuCentreがコピー、プリント、スキャン、ファクス処理を実施した際にハードディスク装置内に蓄積される文書データを不正な暴露から保護する。本製品が提供するセキュリティ機能を以下に示す。

- ・ ハードディスク蓄積データ上書き消去機能
- ・ ハードディスク蓄積データ暗号化機能
- ・ 機械管理者認証機能
- ・ カスタマーエンジニアの操作制限機能

1.2.3 TOEの範囲と動作概要

ApeosPort/DocuCentreは、コントローラボード、操作パネル、ファクスカードの3つの基盤ユニットから構成されており、TOEはコントローラボードに装着されているシステムROMの中に記録されているプログラムである。図1-1にTOEの物理的構成イメージとTOEが持つ機能を示す。

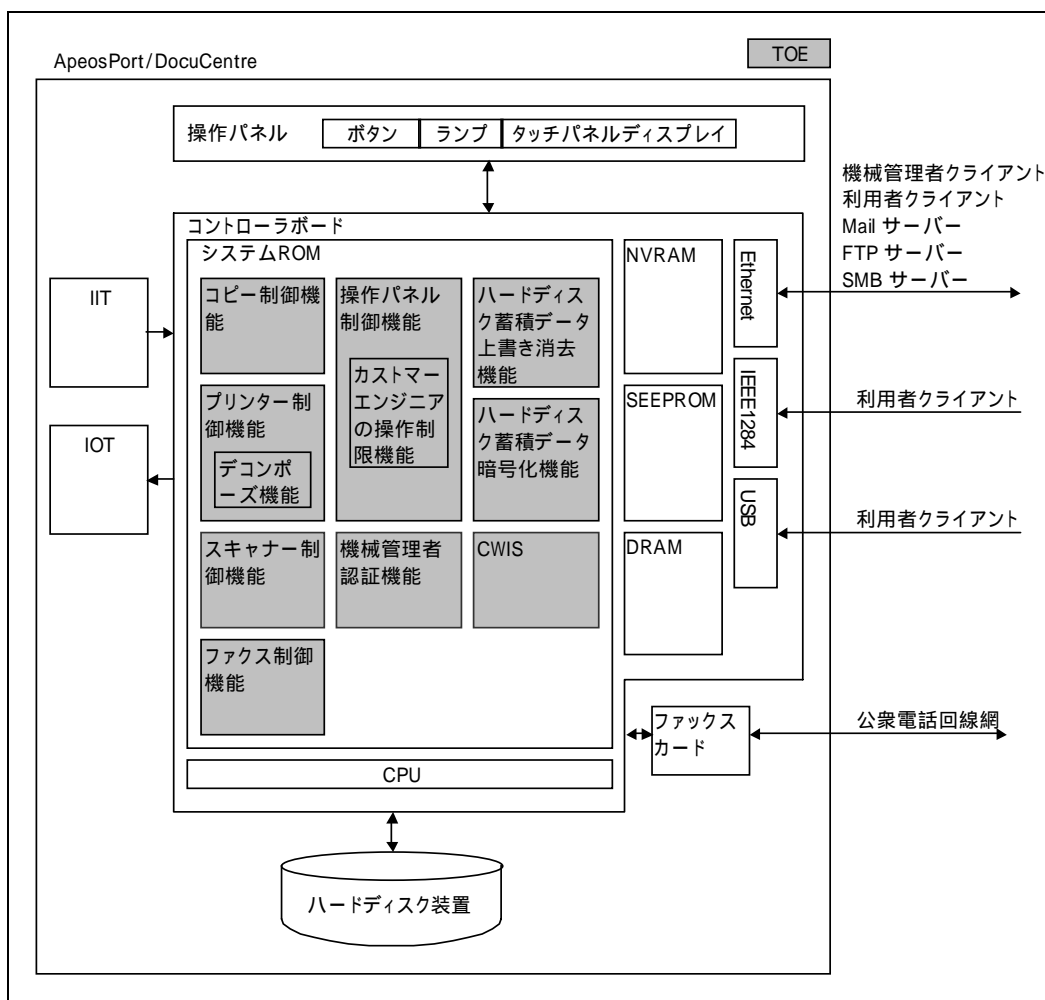


図1-1 TOEの物理的構成イメージ

TOEのセキュリティ機能を利用したApeosPort/DocuCentreの利用イメージと動作概要を以下に示す。

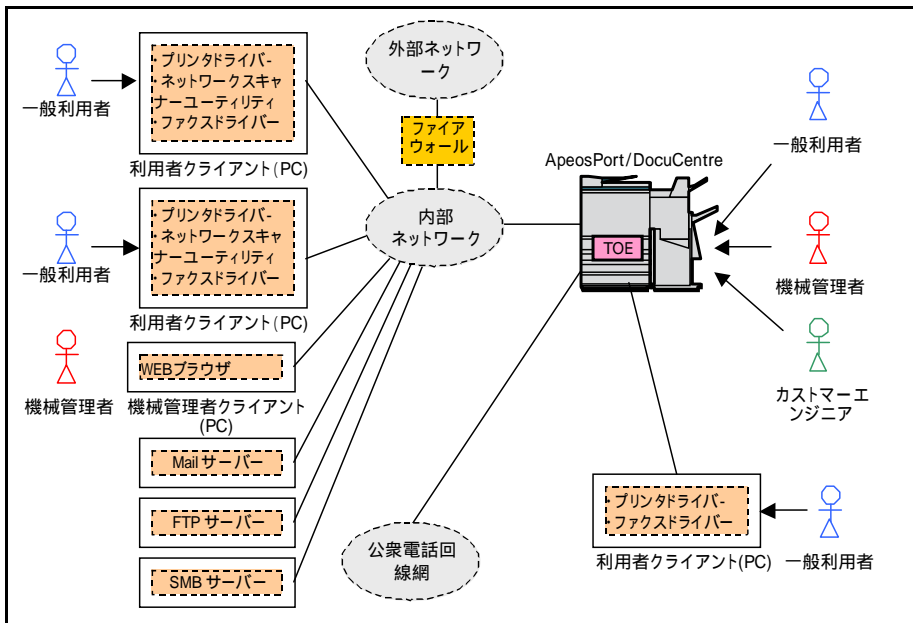


図1-2 利用イメージ

- ・ 機械管理者に関連するTOEの動作概要
ApeosPort/DocuCentreの操作パネルまたは機械管理者クライアントにおいて識別認証を行う。機械管理者として識別認証された後、表1-1に示す内容の設定を行う。

表1-1 設定データ

項番	設定データ
1	ハードディスク蓄積データ上書き消去機能設定
2	パスワードの使用設定
3	機械管理者パスワード
4	カスタマーエンジニアの操作制限機能設定
5	機械管理者IDの認証失敗によるアクセス拒否
6	ハードディスク蓄積データ暗号化機能設定
7	ハードディスク蓄積データ暗号化キー

- ・ 一般利用者に関連するTOEの動作概要
ApeosPort/DocuCentreの操作パネルあるいは利用者クライアントを操作してコピー、プリント、スキャン、ファクスを実施することにより利用済み文書データがApeosPort/DocuCentreの内蔵ハードディスクに蓄積される。この時、一般利用者は意識することなく、表1の設定データに従って自動的にセキュリティ機能が動作する(ハードディスク蓄積データ上書き消去機能設定とハードディスク蓄積データ暗号化機能設定が有効になっている場合、利用済み文書

データは暗号化されて蓄積され、各処理の完了と共に上書き消去される。

1.2.4 TOEの機能

TOEは以下に示すセキュリティ機能を持つ。

- ・ ハードディスク蓄積データ上書き消去機能
コピー、プリンター、スキャナーおよびファクスの各機能の動作後、ハードディスク装置に蓄積された利用済みの文書データの上書き消去を行う。
- ・ ハードディスク蓄積データ暗号化機能
コピー、プリンター、スキャナーおよびファクスの各機能の動作時に、ハードディスク装置に文書データを蓄積する際に、文書データの暗号化を行う。
- ・ 機械管理者認証機能
操作パネルまたは機械管理者クライアントからの、機械管理者の識別および認証を行う。
また、以下に示すTOEのセキュリティ機能に関する設定を機械管理者のみが行えるようにする。
 - ハードディスク蓄積データ上書き消去機能設定
 - パスワードの使用設定
 - 機械管理者パスワード
 - 機械管理者IDの認証失敗によるアクセス拒否
 - ハードディスク蓄積データ暗号化機能設定
 - ハードディスク蓄積データ暗号化キー
- ・ カスタマーエンジニアの操作制限機能
カスタマーエンジニアの操作制限機能設定を機械管理者のみが行えるようにする。

1.3 評価の実施

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[2]、「ITセキュリティ認証手続規程」[3]、「評価機関承認手続規程」[4]に規定された内容に従い、評価機関によってTOEに関わる機能及び保証要件の評価が実施された。

本評価の目的は、以下のとおりである。

- (1) 本TOEのセキュリティ設計が適切であること。

- (2) 本TOEのセキュリティ機能が、セキュリティ設計で記述されたセキュリティ機能要件を満たしていること。
- (3) 本TOEがセキュリティ設計に基づいて開発されていること。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)を、CCパート3及びCEMの規定に従って評価すること。

具体的には、評価機関は、本TOEのセキュリティ機能の基本設計である「ApeosPort 750 /650 /550 DocuCentre 750 /650 /550 シリーズ データセキュリティーキット セキュリティーターゲット」(以下「本ST」という。)[1] 及び本TOE開発に関連する評価用提供物件及び本TOEの開発・製造・出荷の現場を調査し、本TOEがCCパート1 ([5][8][11][14]のいずれか) 附属書C、CCパート2 ([6][9][12][15]のいずれか) の機能要件を満たしていること、また、その根拠として、TOEの開発・製造・出荷環境がCCパート3 ([7][10][13][16]のいずれか) の保証要件を満たしていることを評価した。この評価手順及び結果は、「ApeosPort 750 /650 /550 DocuCentre 750 /650 /550 シリーズ データセキュリティーキット評価報告書」(以下「本評価報告書」という。)[22]に示されている。なお、評価方法は、CEMパート2 ([17][18][19]のいずれか) に準拠する。また、CC及びCEMの各パートは補足 ([20][21]のいずれか) の内容を含む。

1.4 評価の認証

認証機関は、評価機関が作成した、本評価報告書、所見報告書、及び関連する評価証拠資料を検証し、本TOE評価が所定の手続きに沿って行われたことを確認した。評価は、平成18年1月の評価機関による本評価報告書の提出をもって完了し、本TOE評価がCC及びCEMに照らして適切に実施されていることを確認した。認証機関は同報告書に基づき本認証報告書を作成し、認証作業を終了した。

1.5 報告概要

1.5.1 PP適合

適合するPPはない。

1.5.2 EAL

本STが規定するTOEの評価保証レベルは、EAL2適合である。

1.5.3 セキュリティ機能強度

本STは、最小機能強度として、「SOF-基本」を主張する。

本TOEが想定する攻撃者の攻撃レベルは低レベルである。従って、最小機能強度として“SOF-基本”を主張することは妥当である。

1.5.4 セキュリティ機能

本TOEのセキュリティ機能は、以下のとおりである。

- ハードディスク蓄積データ上書き消去機能 (SF.OVERWRITE)
この機能は、機械管理者により設定された「ハードディスク蓄積データ上書き消去機能設定」に従い、ハードディスク装置上の利用済み文書データ領域を表1-2に示す方法により上書き消去する。
また、ハードディスク装置上に上書き消去予定の利用済み文書データの一覧を持つことにより、電源断などにより利用済み文書データの上書きが未終了となっても、次のシステム起動時に上書き消去される。

表1-2 上書きの制御

上書き回数	上書きデータ
1回	0
3回	1回目: 乱数 2回目: 乱数 3回目: 0

- ハードディスク蓄積データ暗号化機能 (SF.ENCRYPTION)
この機能は、機械管理者により設定された「ハードディスク蓄積データ暗号化機能設定」に従い、ハードディスク装置に蓄積される文書データの暗号化を行う。暗号鍵は機械管理者により設定された「ハードディスク蓄積データ暗号化キー」を使用し、起動時に暗号鍵生成を行う。
TOEはハードディスク装置に文書データを蓄積する場合、起動時に生成された暗号鍵を使用して、文書データの暗号化を行った後に蓄積する。また、蓄積された文書データを読み出す際に起動時に生成された暗号鍵を使用して復号を行う。
暗号鍵はApeosPort/DocuCentre本体の電源を切断すると消滅する。
- 機械管理者認証機能 (SF.MANAGE)
この機能は、TOE設定データの操作を認証された機械管理者が行えるよう制御する。TOE設定データの操作を許可する前に、操作パネル及び機械管理者クライアントのWEBブラウザ画面から入力された「機械管理者のUser ID」と「機械管理者パスワード」により機械管理者を識別・認証する。
操作パネル及び機械管理者クライアントのWEBブラウザから「機械管理者パスワード」を入力中は、入力したパスワードの文字数と同数の"*"文字を操作パネル及び機械管理者クライアントのWEBブラウザの「パスワード」入力フィールドに表示する。
操作パネル及び機械管理者クライアントのWEBブラウザから入力された「機械管

理者のUser ID」および「機械管理者パスワード」が正しく、機械管理者の識別・認証に成功した場合には、TOE設定データの操作を許可する。また、操作パネル及び機械管理者クライアントのWEBブラウザから入力された「機械管理者のUser ID」あるいは「機械管理者パスワード」の何れかが不正であり、機械管理者の識別・認証に失敗した場合には、識別・認証エラーを表示する。「機械管理者IDの認証失敗によるアクセス拒否」で設定される回数、認証に失敗すると認証を拒否する。こうして認証された機械管理者だけが、

「ハードディスク蓄積データ上書き消去機能」を、「しない」、「する(1回)」、「する(3回)」

「パスワードの使用設定」を、「しない」、「する」

「ハードディスク蓄積データ暗号化機能」を、「しない」、「する」

「機械管理者パスワード」を、7文字～12文字の英数字

「機械管理者IDの認証失敗によるアクセス拒否」を、「しない」、「する(1～10回)」

「ハードディスク蓄積データ暗号化キー」を、12文字の英数字

に設定することができる。

- ・ カスタマーエンジニアの操作制限機能 (SF.CEREST)
この機能は、TOE設定データである「カスタマーエンジニアの操作制限機能設定」の操作を認証された機械管理者が行えるよう制御する。
「カスタマーエンジニアの操作制限機能設定」は、「しない」、または「する」に設定することができる。「する」に設定することによって、カスタマーエンジニアの操作を制限し、カスタマーエンジニアがTOEセキュリティ機能に関する設定の参照および変更をできないようにすることができる。

1.5.5 脅威

本TOEは、表1-3に示す脅威を想定し、これに対抗する機能を備える。

表1-3 想定する脅威

識別子	脅威
T.RECOVER <利用済み文書データの不正再生>	一般利用者およびTOEの非関係者がハードディスク装置を取り外し、直接ツールに接続するなどして、利用済み文書データを、再生するかもしれない。
T.CONFDATA <TOE設定データの不正アクセス>	一般利用者およびTOEの非関係者が、操作パネル及び機械管理者クライアントから、機械管理者のみアクセスが許可されているTOE設定データにアクセスして設定を変更するかもしれない。

1.5.6 組織のセキュリティ方針

TOEの利用に当たって要求される組織のセキュリティ方針はない。

1.5.7 構成条件

本製品は、富士ゼロックス社製デジタル複合機「ApeosPort 750 」、 「ApeosPort 650 」、 「ApeosPort 550 」、 「DocuCentre 750 」、 「DocuCentre 650 」、 および 「DocuCentre 550 」、 に搭載されるオプション製品として提供される。

1.5.8 操作環境の前提条件

本TOEを使用する環境において有する前提条件を表1-4に示す。

これらの前提条件が満たされない場合、本TOEのセキュリティ機能が有効に動作することは保証されない。

表1-4 TOE使用の前提条件

識別子	前提条件
A.SECMODE <保護モード>	機械管理者は、TOEを運用するにあたって、以下の通り設定するものとする。 機械管理者パスワード：7文字～12文字 カスタマーエンジニアの操作制限機能設定：する パスワードの使用設定：する 機械管理者IDの認証失敗によるアクセス拒否：するで5回 さらに、機械管理者パスワードは推測や暴露を防ぐように管理される。
A.ADMIN <機械管理者の信頼>	機械管理者は、課せられた役割を遂行するために必要な知識を有し、悪意をもった不正を行わないものとする。
A.NET <ネットワークの接続条件>	TOEが搭載されたApeosPort/DocuCentreを設置する内部ネットワークは盗聴されない環境を構成する。 TOEが搭載されたApeosPort/DocuCentreを設置する内部ネットワークが外部ネットワークと接続される場合は、外部ネットワークからApeosPort/DocuCentreへアクセスできない。

1.5.9 製品添付ドキュメント

本TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

- ・ ApeosPort 750 /650 /550 DocuCentre 750 /650 /550 ユーザーズガ

イド 第1版

- ・ 750 シリーズ配布、導入、運用手続き説明書 K1.00

2 評価機関による評価実施及び結果

2.1 評価方法

評価は、CCパート3の保証要件について、CEMパート2に規定された評価方法を用いて行われた。評価作業の詳細は、本評価報告書において報告されている。本評価報告書では、本TOEの概要説明、CEMパート2のワークユニットごとに評価した内容及び判断が記載されている。

2.2 評価実施概要

以下、本評価報告書による評価実施の履歴を示す。

評価は、平成17年12月に始まり、平成17年12月評価報告書の完成をもって完了した。評価機関は、開発者から評価に要する評価用提供物件一式の提供を受け、一連の評価における証拠を調査した。また、平成17年12月に開発・製造現場へ赴き、記録及びスタッフへのヒアリングにより、構成管理・配付と運用の各ワークユニットに関するプロセスの施行状況の調査を行った。また、平成17年12月に開発者サイトで開発者のテスト環境を使用し、開発者が実施したテストのサンプリングチェック及び評価者テストを実施した。

各ワークユニットの評価作業中に発見された問題点は、すべて所見報告書として発行され、開発者に報告された。それらの問題点は、開発者による見直しが行われ、最終的に、すべての問題点が解決されている。

2.3 製品テスト

評価者が評価した開発者テスト及び評価者の実施した評価者テストの概要を以下に示す。

2.3.1 開発者テスト

1) 開発者テスト環境

開発者が実施したテストの構成を図2-1に示す。

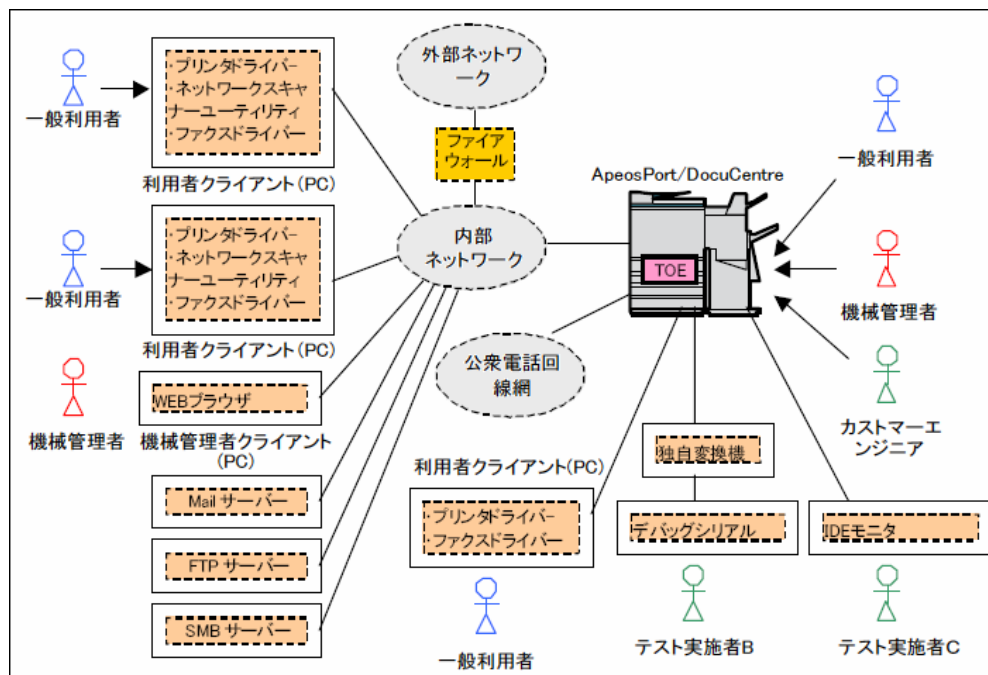


図2-1 開発者テストの構成図

2) 開発者テスト概説

開発者の実施したテストの概要は以下のとおり。

a. テスト構成

開発者が実施したテストの構成を図2-1に示す。開発者テストはSTにおいて識別されているTOE構成と同一のTOEテスト環境で実施されている。

b. テスト手法

テストには、以下の手法が使用された。

ApeosPort/DocuCentre、PCを操作して、セキュリティ機能の外部インタフェースを刺激し、外部インタフェースのふるまいを直接観察する。

外部インタフェースのふるまいを直接観察することができないセキュリティ機能(ハードディスク蓄積上書き消去機能、ハードディスク蓄積データ暗号化機能)については、ツール(デバッグシリアル及びIDEモニタ)を使用してセキュリティ機能のふるまいを確認する。

デバッグシリアルは、ApeosPort/DocuCentreに独自変換機を介して接続され、ハードディスク内のデータの状態を確認するために使用し、IDEモニタは、ApeosPort/DocuCentre内のコントローラボードとハードディスク間の通信データをモニタリングして通信データの内容を確認するために使用する。また、ハードディスクのエラーを擬似的に発生させるために、HDD電源OFF用スイッチ付き中継ケーブルをハードディスクに接続し、上書き消去機能の動作エラーに関するテストを実施している。

c.実施テストの範囲

テストの項目数は全体で28 項目である。

全体で28 項目のテスト項目があり、セキュリティ機能別のテスト数は次のとおりである。

- ・ 上書き消去機能テスト 19項目
- ・ 暗号化機能テスト 4項目
- ・ 機械管理者認証機能テスト 4項目
- ・ カスタマーエンジニアの操作制限機能テスト 1 項目

テストの範囲としては各機能のふるまいが網羅されており、全体として適切な実施量、及び範囲である。

d.結果

開発者によるテスト結果は、期待されるテスト結果と実際のテスト結果が一致していることを確認している。評価者は、開発者テストの実施方法、実施項目の正当性を確認し、実施方法及び実施結果がテスト計画書に示されたものと一致することを確認した。

2.3.2 評価者テスト

1) 評価者テスト環境

評価者テストに使用したシステムの構成を図2-2に示す。

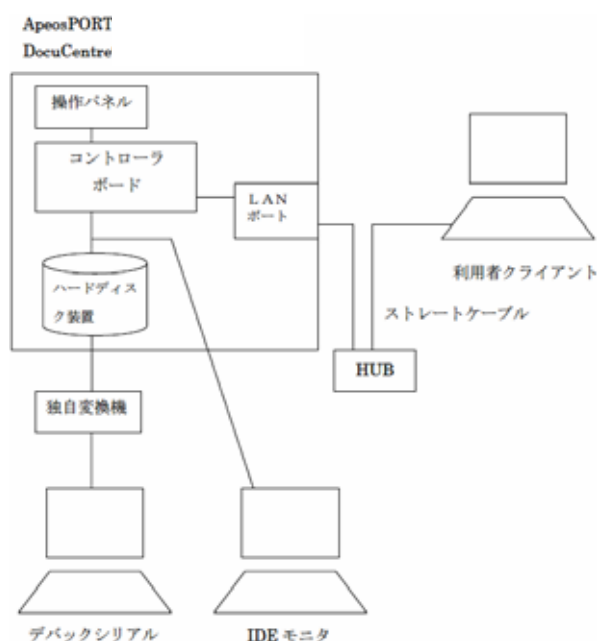


図2-2 評価者テストの構成

2) 評価者テスト概説

評価者の実施したテストの概要は以下のとおり。

a. テスト構成

評価者が実施したテストの構成を図2-2に示す。評価者テストはSTにおいて識別されているTOE構成と同一のTOEテスト環境で実施されている。

b. テスト手法

評価者は、開発者が行ったテスト手法が、セキュリティ機能の期待されたふるまいを検証するのに適していると判断し、開発者テストと同様の手法でテストを実施している。

c. 実施テストの範囲

評価者は、評価者が独自に考案したテストを3項目、開発者テストのサンプリングによるテストを17項目、侵入テストを5項目、計25項目のテストを実施している。

評価者が独自に考案したテストは、セキュリティ機能に対する開発者テストの厳密さを考慮して実施している。

サンプリングテストは、開発者が実施した28項目のテストの61%にあたる17項目を選択している。

侵入テストは、開発者の脆弱性分析結果に基づき脆弱性分析を行い、その分析結果に基づいて5項目のテストを実施している。

d. 結果

実施したすべての評価者テストは正しく完了し、TOEのふるまいを確認することができた。評価者はすべてのテスト結果は期待されるふるまいと一致していることを確認した。

2.4 評価結果

本評価報告書をもって、評価者は本TOEがCEMパート2のワークユニットすべてを満たしていると判断した。

3 認証実施

評価の過程で評価機関より提出される各資料をもとに、以下の認証を実施した。

当該所見報告書でなされた指摘内容が妥当であること。

当該所見報告書でなされた指摘内容が正しく反映されていること。

提出された証拠資料をサンプリングし、その内容を検査し、関連するワークユニットが本評価報告書で示されたように評価されていること。

本評価報告書に示された評価者の評価判断の根拠が妥当であること。

本評価報告書に示された評価者の評価方法がCEMに適合していること。

これらの認証において発見された問題事項を、認証レビューとして作成し、評価機関に送付した。

認証機関は、本ST及び本評価報告書において、所見報告書で指摘された問題点が解決されていることを確認した。

4 結論

4.1 認証結果

提出された本評価報告書、当該所見報告書及び関連する評価証拠資料を検証した結果、認証機関は、本TOEがCCパート3のEAL2保証要件を満たしていることを確認した。

評価機関の実施した各評価者エレメントについての検証結果を表4-1にまとめる。

表4-1 評価者アクションエレメント検証結果

評価者アクションエレメント	検証結果
セキュリティターゲット評価	適切な評価が実施された。
ASE_DES.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE種別、境界の記述が明瞭であることを確認している。
ASE_DES.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE記述が理路整然とし一貫していることを確認している。
ASE_DES.1.3E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE記述がST全体の内容と一貫していることを確認している。
ASE_ENV.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEのセキュリティ環境の記述が前提条件、脅威、組織のセキュリティ方針を漏れなく識別していることを確認している。
ASE_ENV.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEのセキュリティ環境の記述が理路整然とし一貫していることを確認している。
ASE_INT.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、ST概説がST及びTOEの識別、概要及びCC適合が明確に述べられていることを確認している。
ASE_INT.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、ST概説の記述が理路整然とし一貫していることを確認している。

ASE_INT.1.3E	評価はワークユニットに沿って行われ、ST概説の記述がST全体の内容と一貫していることを確認している。
ASE_OBJ.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、セキュリティ対策方針の記述にTOE及び環境のセキュリティ対策方針が、脅威、組織のセキュリティ方針、前提条件へ遡れ、その対策方針の正当性をセキュリティ対策方針根拠が示していることを確認している。
ASE_OBJ.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、セキュリティ対策方針の記述が完全で、理路整然としていて、かつ一貫していることを確認している。
ASE_PPC.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、PP主張が行われていないため非適用であることを確認している。
ASE_PPC.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、PP主張が行われていないため非適用であることを確認している。
ASE_REQ.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE及びIT環境の要件の記述、操作がCCに準拠していること、要件の依存性、機能強度が適切であること、各要件がそれぞれの対策方針に遡れ、それらを満たす根拠が示されていること、要件のセットが内部的に一貫し、相互サポート可能な構造となっていることを根拠が示していることを確認している。
ASE_REQ.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、ITセキュリティ要件の記述が完全で、理路整然としていて、かつ一貫していることを確認している。
ASE_SRE.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、CCを参照せずに明示された要件はないため非適用であることを確認している。
ASE_SRE.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、CCを参照せずに明示された要件はないため非適用であることを確認している。
ASE_TSS.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE要約仕様の記述が適切なセキュリティ機能及び保証手段を示していること、それらが機能要件や保証要件を満たす根拠が示されていること、ITセキュリティ機能に対する機能強度主張が機能要件に対する機能強度と一貫していることを確認している。

ASE_TSS.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE要約仕様の記述が完全で、理路整然としていて、かつ一貫していることを確認している。
構成管理	適切な評価が実施された
ACM_CAP.2.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEとその構成要素が一意に識別され、TOEになされる変更の管理・追跡が可能な手続きが妥当であり正しく運用されていることを確認している。また、当評価に至るまでになされた所見報告書による指摘も適切と判断される。
配付と運用	適切な評価が実施された
ADO_DEL.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE配付についてセキュリティ維持のために必要な手続きが規定され、実施されていることを確認している。
ADO_DEL.1.2D	評価はワークユニットに沿って行われ、実際に配付手続きが使用されていることを、実地検査により確認している。
ADO_IGS.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEがセキュアにセットアップされるための手順が提供されていることを確認している。
ADO_IGS.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、ADO_IGS.1.1Eにて提供されたセットアップの手順がセキュアであることを確認している。
開発	適切な評価が実施された
ADV_FSP.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、明確かつ矛盾なく機能仕様が記述され、そこにすべての外部セキュリティ機能インタフェースとそのふるまいが適切に記述されていること、機能仕様にTSFが完全に表現されていること、機能仕様がTSFを完全に表現している論拠を含んでいることを確認している。
ADV_FSP.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、機能仕様がTOEセキュリティ機能要件の完全かつ正確な具体化であることを確認している。

ADV_HLD.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、上位レベル設計が明確で矛盾のないこと、サブシステムを規定しそのセキュリティ機能を記述していること、TSFサブシステムの外部とその他のインタフェースが識別され、それらの詳細を記述していることを確認している。
ADV_HLD.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、上位レベル設計がTOEセキュリティ機能要件の正確かつ完全な具体化であることを確認している。
ADV_RCR.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、機能仕様がTOEセキュリティ機能の正しく完全な表現であり、上位レベル設計が機能仕様の正しく完全な表現であることを、それらの対応分析により確認している。
ガイダンス文書	適切な評価が実施された
AGD_ADM.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、管理者ガイダンスがTOEのセキュアな運用に必要な管理機能、権限、利用条件とセキュアな状態維持のための適切なセキュリティパラメタ、管理が必要となる事象と対処法を記述してあること、他の証拠資料と一貫していることを確認している。IT環境に対するセキュリティ要件はないので、それに関しては管理者ガイダンスへの記述は不要であることを確認している。
AGD_USR.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、利用者ガイダンスがTOEの管理者でない利用者が利用可能なセキュリティ機能やユーザインタフェース、セキュリティ機能の使用法、対応すべき機能や特権に関する警告が記述してあり、他の証拠資料と一貫していることを確認している。TOEのセキュアな操作に必要な利用者責任およびIT環境に対するセキュリティ要件はないので、それに関しては利用者ガイダンスへの記述は不要であることを確認している。
テスト	適切な評価が実施された
ATE_COV.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、テスト証拠資料に識別されているテストが機能仕様に正確に対応していることを確認している。

ATE_FUN.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、テスト証拠資料がテスト計画、手順、期待される結果及び実際の結果を含み、テスト計画が目的を記述しセキュリティ機能を識別し、ST及びテスト手順記述と一貫していること、テスト手順記述がテストするセキュリティ機能のふるまいを識別しており再現可能な記述であること、テスト証拠資料が期待されるテスト結果を含んでおりそれらが実施結果と一致していることを確認し、開発者のテスト成果を報告している。
ATE_IND.2.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、テスト構成がSTの記述と一貫し、TOEが正しく設定され、開発者テストと同等の資源が提供されていることを確認している。
ATE_IND.2.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、テストサブセットとその証拠資料を作成し実施している。実施したテスト内容を記述し、結果が期待されるべき結果と一貫していることを確認している。また、本評価時に行われたテスト実施方法も適切と判断される。
ATE_IND.2.3E	評価はワークユニットに沿って行われ、サンプリングテストを実施し、結果が期待されるべき結果と一貫していることを確認している。また、本評価のサンプリング方針及びテスト実施方法も適切と判断される。
脆弱性評価	適切な評価が実施された
AVA_SOF.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、STでSOF主張がなされているセキュリティメカニズムに対して、正当なSOF分析が行われ、SOF主張が満たされていることを確認している。
AVA_SOF.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、すべての確率的または順列的メカニズムがSOF主張を持ち、そのSOF主張が正しいことを確認している。
AVA_VLA.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、脆弱性分析が脆弱性に関する情報を考慮していること、識別された脆弱性について悪用されない根拠とともに記述していること、脆弱性分析がSTやガイダンスの記述と一貫していることを確認している。

AVA_VLA.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、侵入テストとそれを再現可能な詳細を持つ侵入テスト証拠資料を作成しテストを実施している。実施したテスト結果とテスト概要について報告がなされている。
--------------	--

4.2 注意事項

特になし。

5 用語

本報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
EAL	Evaluation Assurance Level
PP	Protection Profile
SOF	Strength of Function
ST	Security Target
TOE	Target of Evaluation
TSF	TOE Security Functions
IIT	Image Input Terminal (画像入力ターミナル)
IOT	Image Output Terminal (画像出力ターミナル)

本報告書で使用された用語を以下に示す。

一般利用者	ApeosPort/DocuCentreのコピー機能およびプリンター機能を利用する者。
機械管理者	ApeosPort/DocuCentreの機械管理を行う者。
カスタマーエンジニア	ApeosPort/DocuCentreの保守/修理を行う富士ゼロックスのエンジニア。
操作パネル	ApeosPort/DocuCentreの操作に必要なボタン、ランプ、タッチパネルディスプレイが配置されたパネル。
利用者クライアント	一般利用者が利用するクライアント。一般利用者は、利用者クライアントにインストールされたプリンタードライバーを使用してApeosPort/DocuCentreのプリンター機能を利用する。
機械管理者クライアント	機械管理者が利用するクライアント。機械管理者はWEBブラウザを使って、ApeosPort/DocuCentreに対して、TOE設定データの確認や書き換えを行う。

プリンタードライバ	利用者クライアント上のデータをApeosPort/DocuCentreが解釈可能なページ記述言語(PDL)で構成された印刷データに変換するソフトウェア。利用者クライアントで利用する。
プリンター機能	利用者クライアントから送信された印刷データをデコンポーズして印刷する機能。
蓄積プリント	プリンター機能において、印刷データをデコンポーズして作成したビットマップデータをApeosPort/DocuCentreの内部ハードディスク装置に一旦蓄積し、一般利用者の操作パネルより指示もしくは、指定時刻になる事により印刷を開始するプリント方法。以下の5種類がある。
コピー機能	操作パネルからの一般利用者の指示に従い、IITで原稿を読み込み、IOTより印刷を行う機能。同一原稿の複数部のコピーが指示された場合、IITで読み込んだ文書データは、一旦ApeosPort/DocuCentreの内部ハードディスク装置に蓄積され、指定部数回、内部ハードディスク装置から読み出されて印刷される
スキャナー機能	操作パネルからの一般利用者の指示に従い、IITで原稿を読み込み、ApeosPort/DocuCentreの内部ハードディスク装置に作られた拡張親展ボックスに蓄積する。蓄積された文書データは利用者クライアント上のネットワークスキャナーユーティリティにより取り出す。
ファクス機能	ファクス送受信を行う。ファクス送信は操作パネルからの一般利用者の指示に従い、IITで原稿を読み込み、公衆電話回線網により接続された相手機に文書データを送信する。ファクス受信は公衆電話回線網により接続相手機から送られた文書データを受信し、IOTから印刷を行う。
拡張親展ボックス	ApeosPort/DocuCentreのハードディスク装置に作成される論理的なボックス。スキャナー機能により読み込まれた文書データや拡張親展ボックスを使った印刷のための文書データを蓄積することができる。

文書データ	<p>本STでは、一般利用者がApeosPort/DocuCentreのコピー機能、プリンター機能、スキャナー機能、ファクス機能を利用する際に、ApeosPort/DocuCentre内部を通過する全ての画像情報を含むデータを総称して文書データと表記する。以下の様な物が含まれる。</p> <p>コピー機能を使用する際に、IITで読み込まれ、IOTで印刷されるビットマップデータ。</p> <p>プリンター機能を利用する際に、利用者クライアントから送信される印刷データおよび、それをデコンポーズした結果作成されるビットマップデータ。</p> <p>スキャナー機能を利用する際に、IITから読み込まれ内部ハードディスク装置に蓄積されるビットマップデータ。</p> <p>ファクス機能を利用する際に、IITから読み込まれ接続相手機に送信するビットマップデータ、および、接続相手機から受信しIOTで印刷されるビットマップデータ。</p>
利用済み文書データ	<p>ApeosPort/DocuCentre の内部ハードディスク装置に蓄積され、利用が終了した文書データ。</p>
上書き消去	<p>ハードディスク装置上に蓄積された文書データを削除する際に、そのデータ領域を特定データで上書きする事を示す。</p>
暗号化キー	<p>ユーザーが入力する12桁の英数字。これをもとに暗号鍵を生成する。</p>
暗号鍵	<p>暗号化キーを元に自動生成される128bitのデータ。これを使って暗号化を行う。</p>

6 参照

- [1] ApeosPort 750 /650 /550 DocuCentre 750 /650 /550 シリーズ データセキュリティキット セキュリティーターゲット V1.02 (2005年12月13日) 富士ゼロックス株式会社
- [2] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 平成17年7月 独立行政法人 情報処理推進機構 EC-01
- [3] ITセキュリティ認証手続規程 平成17年7月 独立行政法人 情報処理推進機構 EC-03
- [4] 評価機関承認手続規程 平成17年7月 独立行政法人 情報処理推進機構 EC-05
- [5] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part1: Introduction and general model Version 2.1 August 1999 CCIMB-99-031
- [6] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part2: Security functional requirements Version 2.1 August 1999 CCIMB-99-032
- [7] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part3: Security assurance requirements Version 2.1 August 1999 CCIMB-99-033
- [8] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート1: 概説と一般モデル バージョン2.1 1999年8月 CCIMB-99-031
- [9] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート2: セキュリティ機能要件 バージョン2.1 1999年8月 CCIMB-99-032
- [10] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート3: セキュリティ保証要件 バージョン2.1 1999年8月 CCIMB-99-033
- [11] ISO/IEC 15408-1 Information technology - Security techniques - Evaluation criteria for IT security - Part 1: Introduction and general model ISO/IEC15408-1: 1999(E)
- [12] ISO/IEC 15408-2 Information technology - Security techniques - Evaluation criteria for IT security - Part 2: Security functional requirements ISO/IEC15408-2: 1999(E)
- [13] ISO/IEC 15408-3 Information technology - Security techniques - Evaluation criteria for IT security - Part 3: Security assurance requirements ISO/IEC15408-3: 1999(E)
- [14] JIS X 5070-1: 2000 セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準 - 第1部: 総則及び一般モデル
- [15] JIS X 5070-2: 2000 セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準 - 第2部: セキュリティ機能要件
- [16] JIS X 5070-3: 2000 セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準 - 第3部: セキュリティ保証要件
- [17] Common Methodology for Information Technology Security Evaluation CEM-99/045 Part2: Evaluation Methodology Version 1.0 August 1999

- [18] 情報技術セキュリティ評価のための共通方法論 CEM-99/045 パート2: 評価方法論
バージョン1.0 1999年8月
- [19] JIS TR X 0049: 2001 情報技術セキュリティ評価のための共通方法
- [20] CCIMB Interpretations-0407 平成16年8月
- [21] 補足-0210 第2版、補足-0407 平成16年8月
- [22] ApeosPort 750 /650 /550 DocuCentre 750 /650 /550 シリーズ データセ
キュリティーキット 評価報告書 第1.0版 (2005年12月26日)
社団法人 電子情報技術産業協会 IT セキュリティセンター